



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 応用地質株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 成田 賢  
(コード：9755 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 事務本部長  
平嶋 優一  
電 話 番 号 03-5577-4501

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 6 月 1 日(金)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 187,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,567 円
(4) 処 分 総 額	293,029,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下、「BBT制度」といいます。）、並びに当社の従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP制度」といいます。）を導入しており、当該 BBT 制度及び J-ESOP 制度に係る信託に対して金銭を追加拠出することを本日付の取締役会で決議いたしました。（追加拠出の詳細につきましては、本日付「株式給付信託（BBT 及び J-ESOP）への追加拠出に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式処分は、BBT 制度及び J-ESOP 制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下、「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けている再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「役員株式給付規程」及び「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（平成 30 年 12 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 12 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分）であり、平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 27,582,573 株に対し 0.68%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 30 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 262,063 個に対する割合 0.71%）となります。

※ BBT 制度に関する信託及び追加信託の概要

名称	: 株式給付信託 (BBT)
委託者	: 当社
受託者	: みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
受益者	: 取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
追加取得する株式の種類	: 当社普通株式
追加信託金額	: 51,711,000 円
追加取得する株式数	: 33,000 株
株式の追加取得方法	: 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
株式の追加取得日	: 平成 30 年 6 月 1 日

※ J-ESOP 制度に関する信託及び追加信託の概要

名称	: 株式給付信託 (J-ESOP)
委託者	: 当社
受託者	: みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
受益者	: 当社の従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
追加取得する株式の種類	: 当社普通株式
追加信託金額	: 241,318,000 円
追加取得する株式数	: 154,000 株
株式の追加取得方法	: 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
株式の追加取得日	: 平成 30 年 6 月 1 日

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,567 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 1,567 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 1,554 円 (円未満切捨) に対して 100.84% (プレミアム率 0.84%) を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 か月間の終値平均 1,516 円 (円未満切捨) に対して 103.36% (プレミアム率 3.36%) を乗じた額であり、あるいは同直近 6 か月間の終値平均 1,491 円 (円未満切捨) に対して 105.10% (プレミアム率 5.10%) を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名 (うち 2 名は社外監査役) が、特に有利な処分価額には該当しないとの判断に対して妥当である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上